

議長(中西虎蔵君) 日程オ六町道路線の認定について議案オ四十五号、日程オ  
八町道路線の變更について議案オ四十五号、日程オ八町道路線の變更に  
ついて議案オ四十五号、日程オ九町道路線の變更について議案オ四十五号  
を一括議題に供します。事務局として議案の朗読をいいたせます。

(野崎謙事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明をお願いします。

(助役森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) 二に、一は上程され、二は議案オ四十五号から四十五号  
について、お話しをいいたすとして、説明申し上げたいと存じます。本  
議案オ四十五号でございますが、本件は町道路線を新しく認定するこ  
とでございまして、八町に所在いたします町道を別添図面のところ  
に認定をいいたすというものでございします。議案オ四十五号は能  
川の鉤ヶ谷戸になります。五丁橋を渡り、本として窪地のところの



路線に、つぎ、本として、延長を、する、変更でございします。議案オ  
四十五号は、新に、五、五、川、水、に、かけ、め、す、し、て、立、体、交、差、の、五、五、川、水、を、  
渡、り、後、に、日、光、街、道、に、お、り、る、道、が、あ、り、ま、す、が、そ、こ、か、ら、さ、う、に、五、五、川、  
と、水、に、ゆ、く、道、路、に、つ、ら、つ、新、に、に、け、か、え、て、変、更、し、よ、う、と、す、る、も、の、で、ご、  
ざ、い、ま、す、し、議、案、オ、四、五、号、は、加、美、地、区、の、オ、四、小、学、校、の、西、側、に、な、り、ま、す、が、  
一、部、路、線、を、変、更、し、一、部、を、廃、止、し、よ、う、と、す、る、も、の、で、ご、ざ、い、ま、す、し、て、以、上、  
四、案、に、つ、き、よ、う、し、く、ご、審、議、の、上、ご、決、定、あ、ら、ん、こ、と、を、お、願、申、し、あ、げ、ま、す、次、  
で、ご、ん、ご、ざ、い、ま、す、

議長(中西虎蔵君) このより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

おわかりになります。議案オ四十五号は原案とあり決するに、異議  
ありませんか。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長(中西房蔵君) 異議なしと認めます。よろ。議案オ四十五号は原案とあり可決いたしました。よろ。議案オ四十五号は原案とあり決するに異議ありませんか。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長(中西房蔵君) 異議なしと認めます。よろ。議案オ四十五号は原案とあり可決いたしました。

よろ。議案オ四十五号は原案とあり決するに異議ありませんか。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長(中西房蔵君) 異議なしと認めます。よろ。議案オ四十五号は原案とあり可決いたしました。

よろ。議案オ四十五号は原案とあり決するに異議ありませんか。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長(中西房蔵君) 異議なしと認めます。よろ。議案オ四十五号は原案とあり可決いたしました。

よろ。議案オ四十五号は原案とあり決するに異議ありませんか。

議長(中西房蔵君) 日程オ十 交通安全のため町道オ十四号明神通りの

道路整備に関する諸願書諸願オ三号を議題に供します。

事務局員として諸願書の朗読をいたさせます。

島田議会事務局員朗読 省略

議長(中西房蔵君) 昭和議員小堀は議員から村長の説明を求めます。

十八番小堀は君登壇

十八番小堀は君 諸君をいかにごめしたので補足説明をさせていた

いただきます。いかに局長から朗読がありましていかに十四号線の整

備をいかにしますが先程の取組内にも関連してありますので私の説

明を要しないと存じますか。承知のとおりオ十四号線は熊川地区に

おろすとしては二本の八木道路であることは承知のとおりであ

ります。又伊島駅の立体交差完成後は伊島方面からの車輛や人  
通りが一層激しくなつてゐることは事實であります。又神助道主  
号線の鋪設後は特に危険の度合も増してゐることは申し述べも  
うございませぬ。又スチールバス等の通行路面もありますので車のスピード  
化にも見るべきものがあると考えられます。又そのような関係で暗所  
にかかわる砂塵泥水等誠に住民は迷惑をする、これは私も日夜  
十分わかつてゐるのでございませぬ。又あつてこゝには「聖愛」という幼稚  
園がございませぬ。この小さい子供さんの通園の際にもなかなか  
困難をきたしてゐるような関係でございませぬので当議会にわかれ  
ましてはよろしくご審議のうえ、採決のほどお願い申しあげまし  
て補足説明にかえさせていきたいと思います。

議長(中西虎蔵君)

これより総会議員に対する質疑を行います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

あつかりいたします。本件については建設委員会に付託し詳細な審議  
を願うと思ひいたしますが、これに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認め、さう決定いたします。

なお本件については委員会中の継続審査に付したいと思ひますが、これ  
に異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認め、さう決定いたします。

議長(中西虎蔵君)

日程第十一議席の変更について議題に供します。

会議規則第三条第三項の規定により、これより議席の変更を行います。  
まず、なお議席の変更はさきに付いたと思ひます。又議長の  
席は二十番といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(中西房蔵君) 異議なしと認めよう決定いたしました。

これより十番議員よりクシを引くことにします。

(クシを引く)

議長(中西房蔵君) クシは引けました。

(応答なし)

なしと認めます。事務局長をして議席の発表をいただきます。

(島田誠会事務局長報告)

一番 塩野鉄之助議員 二番 村野 弘議員 三番 佐本益夫議員

四番 中村国太郎議員 五番 大沼秀伍議員 六番 田村国雄議員

七番 杉本奇雄議員 八番 岸 茂議員 九番 大野行夫議員

十番 高橋千春議員 十一番 坂川 実議員 十二番 大久保一朗議員

十三番 細刺晋一議員 十四番 高橋豊吉議員 十五番 川辺忠蔵議員

福生町議会

十六番 岩田 博議員 十七番 小堀仁義議員 十八番 加藤有一議員

十九番 林 幸男議員 二十番 斎藤博議員 二十一番 石川信義議員

二十二番 中西房蔵議員

議長(中西房蔵君) 以上事務局長が発表いたしました。とり議席の変更

を願います。

(議席変更をする)

議長(中西房蔵君) ここで暫時休憩いたします。

午後五時 五十八分休憩

午後一時 九分開議

議長(中西房蔵君) 休憩がけに引き続き会議を開きます。

五十分かりにします。町より監査委員の選任同意について追加議案の提出がございまして、この際本末を日程に追加し先議したいと思います。いますか、それについて異議ありませんか。



「異議なしと呼ぶ者あり」

議長(中西房蔵君)

「異議なし」と認めよう決定いたしました。

議長(中西房蔵君)

追加日程第一 福生町監査委員の兼任同意について議題に

供します。本件については有藤陣議員の身上に関するものであり、努  
目給法才百十条の規定により除外したいと思ひますか、これに「異議あ  
りませんか」

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長(中西房蔵君)

「異議なし」と認めます。よろしく除外することと決定いた  
します。

(三番 有藤陣君退席)

議長(中西房蔵君)

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

(島田議会事務局員朗読) 省略

議長(中西房蔵君)

これより質疑を行います。



「異議なしと呼ぶ者あり」

議長(中西房蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これに議題となつております議案才四十五号  
についてこれに同意すること、異議ありませんか。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長(中西房蔵君)

「異議なし」と認めます。よろしく議案才四十五号はこれに  
同意することと決定いたします。

(三番 有藤陣君入場)

(町長 石川常太郎君登壇)

一町長(石川常太郎君)

お許しをいただき一言お礼申しあげます。

本日追加議案を提出し、承認をいただきお礼申し上げます。監査委員が  
一名欠員のところ本日さうく有藤陣議員に同意をいただき、議  
会並びに有藤議員さんに厚くお礼申しあげます。



議長(中西虎蔵君) 日程才三福正町財政再建計画の変更について議案才四  
十六号及び先ほど保留となつておりました日程才一會期の延長につ  
いて合せて議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさな  
す。

(野談議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(町長石川常太郎君登壇)

町長(石川常太郎君) 方針をいいたゞき議案才四十六号福正町財政再建  
計画の変更について提案理由の説明を申しあげます。

昭和四十五年度予算は多量としては昨年度自然増大臣から承認のあり  
ました財政再建計画才二年度の現在計画に基づきまして去る三月以  
て議決をいたした目下執行中でございますが四月はしめから現在まで  
に五月末の出納整理期間終了によりまして昭和四十五年度決算の見込

算定並びに昭和四十五年度の国および都の主要な補助金、起債等、大体  
の確定をいたしましたので去る三月議会におかれましては額をい  
ていじりおりましたところより昭和四十五年度分の変更計画案を作成い  
たしおいたのでご提案申し上げておきます。詳細につきましては  
では後刻助役あるいは担当課長より詳しく説明があると思いま  
す。大綱について私から説明をいたしたいと存じます。変更計画  
の主眼はもちろんです。解消計画の積極的な変更にあることは申しあげ  
るまでもないところでございます。ただいまだ上程申しあげておりま  
すところの計画案におかれましては、この点か才一にあげられます。昭和  
四十五年度の決算見込みはより多量と四十五年度はあけずおて赤字  
解消額が大巾に増加となりおいたことによりまして才一に再建期間の  
短縮をいたしたいと思ひます。このことは去る三月定例会におかれ  
ましては、四十五年度計画の一番のポイントは二年短縮するといふ説明を申しあげ

ておられたとあります。オニといはしては歳入と経常経費の調整、事業計画の拡大、要約にしますと、この二つが計画変更の主体であります。四十年度予算の執行にあたりましては議員各位の絶大なご協力の結果、先ほど申しあげましたとおり赤字解消予定額千六百八十万円をはるかに上回る約四千七百万円が解消されました。その結果赤字は約四千四百万円に縮減することから、あらためて議員各位に、よりお礼申しあげます。とうしてこのように、余分にできたかと言いますと、町税にあらわして三百五十万円、余特別地方交付税、百六十万円、余その他にあらわして約二百五十万円、余合計歳入といはして千三百六十万円、又歳出にあらわしては経常経費の前減によりまして千五百五十万円、建設費百二十万円、合計千六百九十万円、歳入歳出合計三千五千五百円でございす。これは赤字解消の増額となつた分でございす。このようにいはして、解消額は現在計画でございす。と二年をもち

て二年分を上回る額になつたわけでありす。従いまして、運用期間を二年短縮し、三年にするのが、~~要~~当ではいかと思ひますし、又法律本来の趣旨にも合致するものと考へ、計画の縮減を決定した方がよいとございす。さらに数字以外の面から短縮した方がよいだろうという根拠をあげてみますと一番として、法の主目的が赤字解消すなれば健全団体への早期復元であります。加えて赤字額ははるかに減少したという、ことでもございす。一番目として、世間といはして、一日も早く地財法から脱却を希望してなると思ひます。しかもそのことが、自治体本来の姿にならむとすることでもあると存じます。三番目として、自治省、都等の指導も早期回復の方針であることでもありす。又町といはして、もちろんその考え方に応ずべきであらうと存じます。四番目といはして、隣接市町村に対する名誉とか体面等も考えでるならば、早期脱却した方がよろしいのではないかと

考えます。議会に与えるところの広域行政問題等に関しましては、好  
景観等も与えなければならぬかと思つております。五番として  
職員勤務受給等あるは生活等に關しましても是非とも考慮  
をばらねなければならぬということも考へております。以上のよう  
に考へてございすか。なつて加へますと、当所になつて  
法の施行後、自治省、又官通知によりまして、変更計画の基本といたし  
ますと、これは極力規定の経費を削減し、事業等に充てても内部に  
おろして移動しろということ、なつて財政再建になつては極力、これを短  
縮して、一日も早く財政の再建を達成すること、を基本の方針として  
いうことでございす。以上のことから、食頭に充てまして、検討は  
して、与へたのでございす。現在の計画をそのおと四年にして、充てま  
す。これは、各年度の赤字解消額を、小規模化する。ことでありまし  
て、見込金の承認も困難かと存じます。この点も、ご理解いた

と存してよろしく、ご議決を賜りますよう、お願ひしあけます。なつて  
四上平分の内容でございすか。歳入面に充てましては、税の見込み額を  
算定いたしまして、普通地方交付税並びに特別地方交付税、その他を加  
へまして、約五億九千二百万円を見込みました。税収になつては、元  
来法の以ておえから申しますと、法の運用された年の歳入を見込み、な  
がつてあります。が大変成績がよろしいので、特別に増加分を認め、な  
づくよろしいに、なつてあります。歳入に充てましては、各年度給与改  
訂後のベースによる人件費をはじめといたしまして、経常費に充て、約三  
億六千七百万円、建設費に約一億九千九百万円を加へまして、五億六千六  
百万円、さらに解消額二千六百万円を、計画して、なつてあります。これ  
らも現在の計画に比較いたしますと、歳入歳出ともに、億三千七百万円ほ  
ど増額をしてあります。又赤字解消額は、約五千万円増額してあります  
す。特に歳出の中で、建設費の増額が約一億二千百万円と、大巾に増額

いたしおした。先ほど申しました二億九千九百万円にがらみわけであり  
ます。この建設費の大きな内訳といひましては、オニオ三、オニオ四、小学校  
オニオ五、学校の防音工事、それから一億九千六百万円、オニオ南、排水路、約  
四千八百万円、都市計画道路、並びに公園、約九百万円、緊急道路整備  
一千五百万円、オニオ排水路の整備費、これはグラントでございませうか、約  
九百万円、消防施設費、三百百万円、その他各組合の建設費、借金、年二千五  
百万円、このようにござります。オニオの建設費の概算、約一億九千九百万  
円、現在計画に比し、約一千二百百万円を増額いたしまして、五千五百万  
円ほどにござります。以上のように建設計画も着々と進展いたし  
まして、その額も総予算の約五十分の一に達してあり、このことは健全団  
体である類似団体の決算構成比を上回る数字でございまして  
法の枠組下にならざるして、このように財政計画が作成でござりますことは  
一重に議員各位の絶大なご協力の賜ものでござります。あらためて

を礼申しあげます。なほ熊川に予定してありますオニオ五、小学校の用地買  
収にござりましては、起債が繰上債でありますので、許可予定の時期が一  
般より遅れますので、今日の計画にはのぞきません。許可が確定いた  
し、おしなうは、おしなうよくお願い申しあげます。誠に概算的な説  
明でございませうか、いれどもちまして、変更計画案提出の説明にかえ  
させていきたいと思います。よろしく慎重なご審議をいたさることを  
可なりといたします。よう、お願い申しあげ、お次でござります。

(助役森田幸造君登壇)

助役森田幸造君 議案オニオ六号にござりまして、たにい木町長からその基本  
的な諸問題にござりまして、詳細に説明があらしたので、私といひまし  
ては、あるいは町長の申されたことと重複するやいと思ひます。その点は  
お許しをいたさるして、おしなうといひ、配布申しあげてござります。歳  
入歳出年次変更計画表をもとにいたしまして、説明申しあげさせて

に六、七、八といふ存するものであります。この表は冒頭に各年度決算見込額すなわちこれは昭和四十五年度の決算見込額でございまして、これは四十五年度現在計画といたしまして、これは三月の定例会にちがふとして、この現在計画に基きまして四十五年度の当初予算を編成されております。基本といたし計画がここに入るわけでありまして、これは昭和四十五年度変更計画で、これは市長からその基本方針がございまして、つぎの説明申しあげたいと存じます。つぎに昭和四十五年度すなわち三年度にちがふ財政再建計画案でございまして、これらの表が相互に連絡がございしますので、説明申しあげたいと存じます。先ほどの説明によりまして、この承をいいたければ、ものと存じますが、四十五年度から四十六年度に決算額を中びして、繰越されるべき赤字というものが、四十四年三十三億という数字になるわけでありまして、しかも当初の現在計画にちがふとしては、五十四億九十五万四千円となるわけでありまして、大いに四千四百

百十七万三千円という繰越すべき赤字が減少して参りました結果、四十五年度の変更計画の最後によりまして、四十五年度に繰越すべき赤字は、六百十七万三千円ということになりまして、この千八百十七万三千円は、四十五年度にちがふ歳入のその他で、千六百三十二万二千円の中に含まれており、これは繰上充用額として、四十五年度末にちがふ赤字が解消されることとされるものであります。変更計画にのりて、この歳収でございまして、四十五年度の当初計画億、千四百六十六万四千円に外しまして、歳入が二億、千七百二十八万二千円に見込される次第でございまして、これは主として、歳収でございまして、このうち、五百八十六万五千円というものが含まれており、過般の地方税法の改正によりまして、町民税の基礎控除であるところにあるいは扶養控除の額等が増額にいたしまして、これにたいして、減らして参るであらうと、この歳収の不足分をございするから、これは、町民税は全て補っていくれるということでございしますので、短的に、四十五年度の税